

【訂 正】

本紙第6691号（令和4年1月24日）に掲載いたしました『疑問相談（資産税（譲渡所得））2人の共有名義の家屋とそのうちの1人の単独名義の敷地を同時に譲渡した場合の譲渡代金の配分方法』32ページ右段16行目以下において誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

※ 下線部分が訂正箇所

正	誤
<p>そのため、その建物の価値は、建物の取得費（その建物の取得価額から譲渡時までの償却費を控除後の金額）相当額とみるか…（後略）</p> <p>そして、建物の価値が建物の取得費相当額とみる場合において、建物の取得価額が不明なときには…（中略）…国税庁ホームページに掲載される『令和〇年分譲渡所得の申告のしかた（記載例）』の中にある【参考2】1 建物の標準的な建築価額表』を用いて算出した上で、<u>上記の取得費相当額をその建物の譲渡価額とするのも一方法かと考えます。</u></p>	<p>そのため、その建物の価値は、建物の取得<u>価額と同額</u>とみるか、あるいは無価値（零）とみて、収入金額を区分するのが妥当でしょう。</p> <p>そして、建物の価値が建物の取得<u>価額と同額</u>とみる場合において、建物の取得価額が不明なときには…（中略）…国税庁ホームページに掲載される『令和〇年分譲渡所得の申告のしかた（記載例）』の中にある【参考2】1 建物の標準的な建築価額表』を用いて算出し、<u>その取得価額と同じ金額をその建物の譲渡価額とするのも一方法かと考えます。</u></p>